

平成24年11月定例会

総務委員会説明資料 (その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

提 出 案 件

1	その他の議案等	1
(1)	条 例 案	1

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

平成24年10月15日付けの人事委員会勧告に鑑み、55歳を超える一般職の職員の昇給の基準について所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

55歳を超える一般職の職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が特に良好である場合の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成25年4月から平成26年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

知事等の給料月額について、平成25年4月から平成26年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の18を、常勤の監査委員にあつては100分の12を、企業局長にあつては100分の13を、病院事業管理者にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

③ 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化に資するため、平成25年4月から平成26年3月までの間の特別職の職員の報酬の額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

特別職の職員の報酬の額について、平成25年4月から平成26年3月までの間、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

④ 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化に資するため、平成25年4月から平成26年3月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。

イ 改正の概要

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料月額、管理職手当等について、特例を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

